

高
濃
度
サ
ム
カ
ワ

電子契約導入後の契約手続きについて

目次

1. 契約手続きの変更点
2. 提出書類と提出方法
3. 契約締結の流れ
4. 電子契約利用申出書の提出について
5. 各種様式の押印廃止
6. 公共工事前払金申請時の前払金保証証書について
7. 工事現場代理人兼務届の手続き方法の変更

電子契約による契約手続き等の変更点

	電子契約の場合	紙面による契約の場合
提出方法 手続き書類	メール (押印不要)	
契約書の作成	GMOサイン上 電子署名、ダウンロード	役場来庁 受け取り、製本、押印、提出
印紙	不要	必要

提出書類と提出方法（工事・工事系コンサル）

一般競争入札の場合

	① 落札候補者となつた時	② 落札決定後	③ 契約締結後
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認等説明資料・実績調書・<u>電子契約利用申出書</u>・配置予定技術者調書・現場代理人兼務届・その他必要な書類 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・建設リサイクル法関係書類	<ul style="list-style-type: none">・工事現場代理人及び主任技術者届・工程表 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>※申請する場合</p><ul style="list-style-type: none">・公共工事前払金申請書・公共工事前払金請求書</div>
提出方法	メール (押印不要)		
備考	電子契約としない場合は、電子契約利用申出書の「□承諾しない」に☑してご提出ください。	建設リサイクル法関係書類の説明書（別紙1）の日付は、落札決定日（契約日）を記入	公共工事前払金申請書の添付書類 <u>保証証書について、電子保証書による提出が可能</u> といたします。

※紙による契約とする場合も、提出書類・提出方法は同一になります。

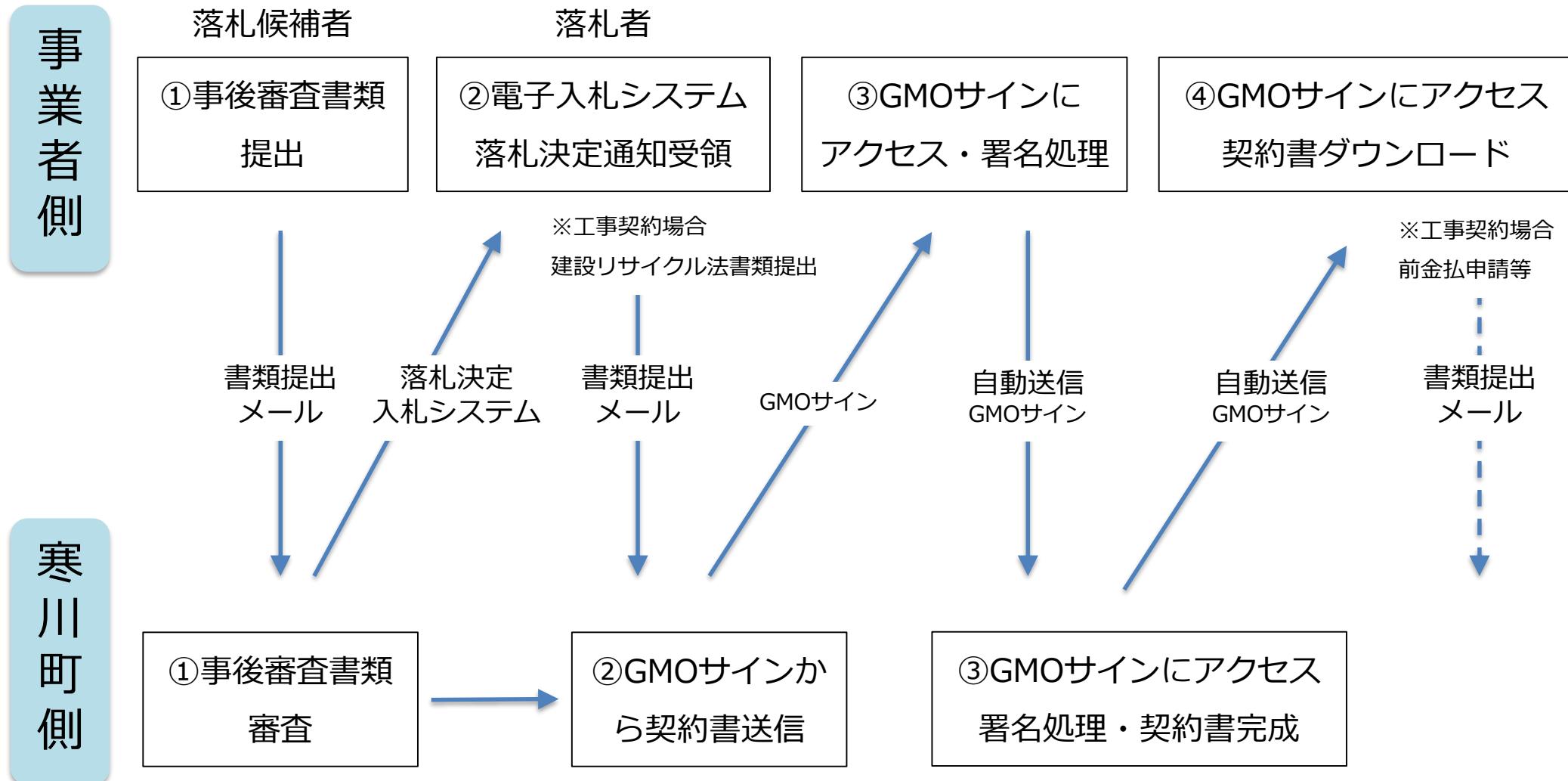
提出書類と提出方法（委託・物品）

一般競争入札と指名競争入札で書類提出のタイミングが異なります。

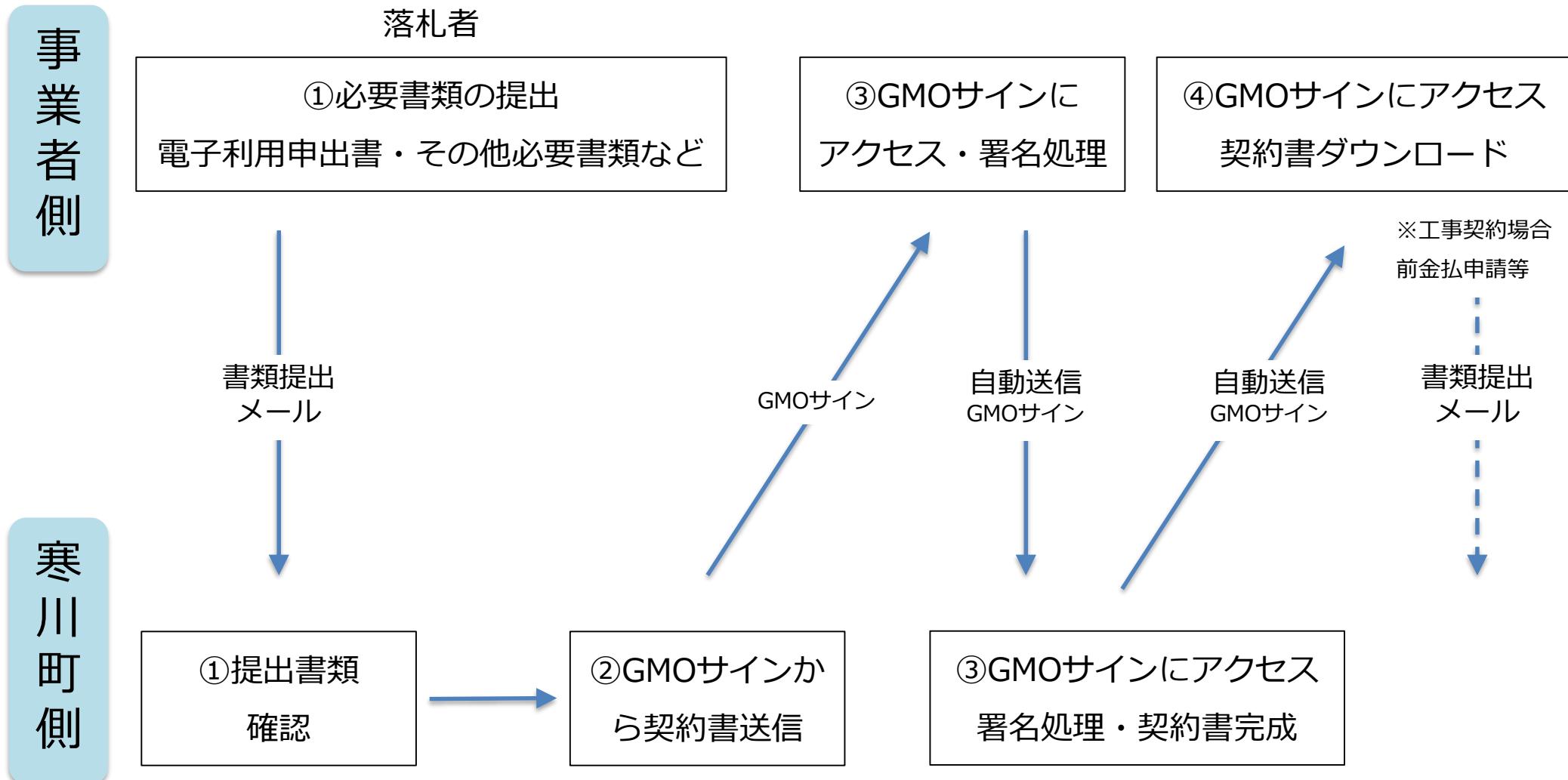
一般競争入札の場合		指名競争入札の場合
時	落札候補者となつた時	落札者となつた時
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認等説明資料・実績調書・<u>電子契約利用申出書</u>・その他必要な書類 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・<u>電子契約利用申出書</u>・その他必要な書類 <p>など</p>
提出方法	メール (押印不要)	
備考	電子契約としない場合は、電子契約利用申出書の「□電子契約を承諾しません」に✓してご提出ください。	

※紙による契約とする場合も、提出書類・提出方法は同一になります。

契約締結の流れ（一般競争入札の場合）



契約締結の流れ（指名競争入札の場合）



電子契約利用申出書の提出について

年 月 日

電子契約利用申出書

寒川町長 宛

(申請者)
所在地
商号又は名称
役職・代表者名

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。
※商号又は名称及び役職・代表者名は、契約書署名パネルの電子署名者情報に表示されます。

寒川町と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に使用するメールアドレス等は、次のとおりです。

案 件 名

利用メールアドレス

※契約締結に係る署名を依頼するメールアドレスになりますので、十分確認してください。

アクセスコード（任意4桁の数字）

※電子署名の際に必要なコードです。取扱いに注意してください。

【事務担当者】
部 署 名
役職・氏名
電 話 番 号
メ リ ー ア ド レ ス (上記と異なる場合に記入)

※やむを得ず電子契約とすることが出来ない場合は下記□にレ印を入れてご提出ください。
□ 電子契約を承諾しません。（この場合は、従来通りの紙での契約となります。）

留意事項

(1) 本書は押印不要です。ご提出は発注担当課へ電子メールでお願いいたします。
(2) 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
(3) 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
①電磁的措置の種類コンピュータ・ネットワーク利用の措置
②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等
(4) 契約案件ごとに本申出書の提出が必要となります。
(5) 本案件の契約締結後、変更契約等により電子契約サービスを利用して契約締結する場合は、原則として本申出書の情報に基づき手続きを行います。

- 契約案件ごとに提出してください。
- 申出書の申請者名は、契約書に記載される氏名となります。
電子署名の電子署名者名としても表示されます。
(電子入札システムに登録している商号・氏名を記入)
- アクセスコード欄には、任意の数字をご記入ください。
- 書面による契約書を希望される場合は、
「□電子契約を承諾しません」に✓してください。
- 財政課契約検査担当以外の課が直接契約する案件については、当該案件の発注課に直接ご提出ください。

各種様式の押印廃止

令和7年10月1日以降、各種書類の押印を廃止します。

- ・配置予定技術者調書
- ・現場代理人兼務届
- ・建設リサイクル法関係 説明書など
- ・工事現場代理人及び主任技術者届・工程表
- ・委託着手届及び工程表
- ・公共工事前払金申請書
- ・公共工事前払金請求書 ※

など

公共工事前払金請求書の押印省略について

公共工事前払金請求書											
あて先 寒川町長	令和 年 月 日										
<table border="1"><tr><td>金額</td><td>金</td><td>円也</td></tr><tr><td colspan="3">但し</td></tr><tr><td colspan="3">として</td></tr></table>			金額	金	円也	但し			として		
金額	金	円也									
但し											
として											
上記の金額を請求します。											
住所 請求者 氏名											
【本件責任者及び担当者】											
責任者・担当者		〇〇〇 〇〇〇									
電話番号		0000-00-0000									
(振込先)											
金融機関名	銀行・農協 労働金庫 信用金庫	本店 支店 出張所									
口座内容	口座種別	口座番号									
	普通(総合)・当座										
	口座名義人(フリガナを記入) (フリガナ)										

【本件責任者及び担当者】を記載することで、
押印の省略が可能

【本件責任者及び担当者】
責任者・担当者 〇〇〇 〇〇〇
電話番号 0000-00-0000

本件責任者及び担当者は当該請求書における
責任者等でよい。
※代表取締役でなくてよい。

公共工事前払金申請時の前払金保証証書について

2025年10月スタート

東日本建設業保証株式会社

寒川町で電子保証が始まりました！

1. ご利用条件

- ・インターネット保証サービス（Net Desk）が利用できること
- ・工事：契約金額200万円以上、工事系コンサル業務：契約金額100万円以上
- ・令和7年10月1日以降に契約締結を行う案件であること

2. 電子保証の仕組み

The diagram illustrates the electronic guarantee process:

- ① 保証の申込み (Customer submits application)
- ② 保証契約の締結 (Contract signing)
- ③ 認証キーの取得 (Customer receives certificate key)
- ④ 認証契約内容の確認 (Customer confirms contract terms)
- ⑤ 認証キーの提出 (Customer submits certificate key)
- ⑥ 保証証書電子の確認 (Issuer confirms electronic guarantee certificate)

D-Sure*
D-Sureは、電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するクラウドサービスです。日本電子認証株式会社（NDN）が運営しています。

認証キー
認証キーは、発注者がD-Sureで電子証書を閲覧するための暗証番号です。お客様は従来の紙の保証証書に代わって認証キーを発注者に提出します。

3. お手続きの流れ

The flowchart shows the steps:

- ロネグガイドンデスクに
（Customer goes to the counter）
- 作成・データ
（Customer creates data）
- 電子証書の発行
（Guarantor company issues electronic certificate）
- 完了メール受信
（Customer receives completion email）
- 保証内容の確認
（Customer checks guarantee terms）
- 認証キーの提出
（Customer submits certificate key）

1
P2 参照
P3, P4 参照
P5, P6 参照
P1 参照

前払金保証証書について、電子保証による提出が可能となります。

【提出方法】

東日本建設業保証のサイトからダウンロードした「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」（PDF）とその他の必要書類（前払金申請書等）と合わせて、電子メールでご提出ください。

東日本建設業保証(株)特設サイト

特設サイト公開中

当社ホームページの「電子保証」に関する特設サイトでは、「電子保証の仕組み」と「認証キーの取得方法、発注者への提出方法」を分かりやすく解説した動画を公開しています。ぜひご覧ください。

URL : <https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>

電子保証の仕組み

QRコード

認証キーの取得方法

発注者への提出方法

お問い合わせ先
神奈川支店

電話番号 045-662-8203 (土日祝日・年末年始除く 9:00~17:00)
メールアドレス ka.mlad1@ejcs.co.jp

工事現場代理人兼務届の手続き方法の変更

別紙1

現場代理人兼務(変更)届

あて先
寒川町長

年月日

住所
住氏所名

次のとおり、工事請負契約書第10条第1項に係る特記事項(特約書)に基づき、現場代理人を兼務(変更)することとし、それぞれ連絡員を選定しましたので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人住所		
工事名		
契約金額	(1)	
工事場所		
工期		
工事担当課		監督員
連絡員氏名	(2)	連絡員連絡先
摘要		
工事名		
落札額	(1)	
工事場所		
工期		
工事担当課		
連絡員氏名	(2)	連絡員連絡先
摘要		

備考 現場代理人に委任しない権限があるときは、摘要の欄に、その委任しない権限内容を記入すること。

変更点

- ・様式変更(項目追加)

- ①既契約工事と新契約工事の契約金額の追加

- ②既契約工事と新契約工事の連絡員の追加

- ・提出先が財政課契約検査担当に変更

- ・連絡員届の廃止

- ・押印廃止(メール提出)

工事現場代理人兼務届の手続きの流れ

一般競争入札の場合

受注者

町
(財政課 契約検査担当)

【落札候補者となった時】

- ① 「現場代理人兼務届」の提出
- ・落札候補者のその他の提出書類と一緒に財政課へ提出（押印不要・メール提出）



② 「現場代理人兼務届」の内容確認

- ・内容を確認し、承認の判断。
- ・承認された場合は、落札決定通知の送付



【契約締結後】

- ③ 「現場代理人及び主任技術者設置届の提出」の提出
- ・財政課契約検査担当へ提出

